

障害者雇用

週20時間未満も算定へ

厚労省「ニーズある」

厚生労働省は12日、障害者雇用促進法に基づき企業などに義務付けている法定雇用率に關連し、週の労働時間が20時間未満の障害者を雇用した場合も実績として算定する方針を固めた。現在は算定の対象外であるため、雇用する側のメリットは小さいが、近年、短時間勤務を望む人が増えている。雇用促進につなげるため企業と障害者団体の双方から要望が上がった。

同日の労働政策審議会障害者雇用分科会(座長=山川隆一・東京大大学院教授)に、「週20時間未満の雇用を望む障害者や週20時間以上での雇用が困難な障害者の雇用機会を確保してはどうか」と提案し、了承された。

厚労省は一定のニーズがあるとみて法改正の下限は10時間とする案を軸に検討する。健康状態などを理由

に週20時間未満で働く障害者は一定数おり、特に精神障害者に多い。厚労省の調査では、民間企業で週20時間未満働く精神障害者は、2013年は全体の4%だったが、18年には13%に増えた。

一方、障害者が週20時間以上働くことを望んでいるのに、企業の都合で20時間未満に抑える例が生じるとの懸念もある。そのため、事業所を持つ企業の雇用実績に算定される。

その企業が法定雇用率を上回る障害者を雇用した場合、未達成企業の収める納付金を原資とした調整金が支払われることがかねて疑問視されていた。

（福田敏兒）

◆定期年額1万9800円(資料:消費税込)



福祉新聞をご購読の
お申し込みはWEBで

（福田敏兒）

スの就労継続支援A型事業所で働く障害者を雇用率制度の対象外にすべきとの意見が多く、委員から上がった。

A型で働く障害者は、契約を結ぶ労働者でもある。そのため、A型事業所を持つ企業の雇用実績に算定される。

（福田敏兒）

卷之三

障害者雇用



特例算定を認めた障害者雇用分科会

厚生労働省は4月27日に基づき企業などに義務付けている法定雇用率に関する、週の労働時間が10～20時間未満の障害者を1人雇用した場合の実績を0・5人として算定する方針を固めた。特例として扱い、算定できる期限は設けない。

体調が安定しにくい精神障害者のほか、重度身体障害者、重度知的障害者に限って算定を認める。企業側の都合でこの特例を強いられないよう、障害者本人が望んでいること、

ハローワークのアセスメントや医師の意見書で週20時間以上の労働が困難と確認することを条件とする。

同日の労働政策審議会障害者雇用分科会（座長＝山川隆一・東京大学院教授）での特例の案を示し、了承された。厚労省は6月中旬に議論をまとめ、法改正に臨む。短時間であれば働く人の就労機会を広げる。

現在は雇用してもその企業の実績にならない。今後、特例が適用されると、就労系の障害福祉サービスを利用

する人が、空いた時間で雇用されて働く「雇用と福祉の併用」に弾みがつく。

このほか、同日の分科会では法定雇用率を達成した企業に払う調整金の支給を抑制し、浮いた財源を中小企業の障害者雇用支援に充てる方針を表明。「障害者雇用の数よりも質を重視する」とした。

就労継続支援A型事業所に通う障害者を雇用率制度から外す」とについては、引き続きの検討課題とし、今回の改正では見送る。

時間勤務を特例算定

福和胡同 517